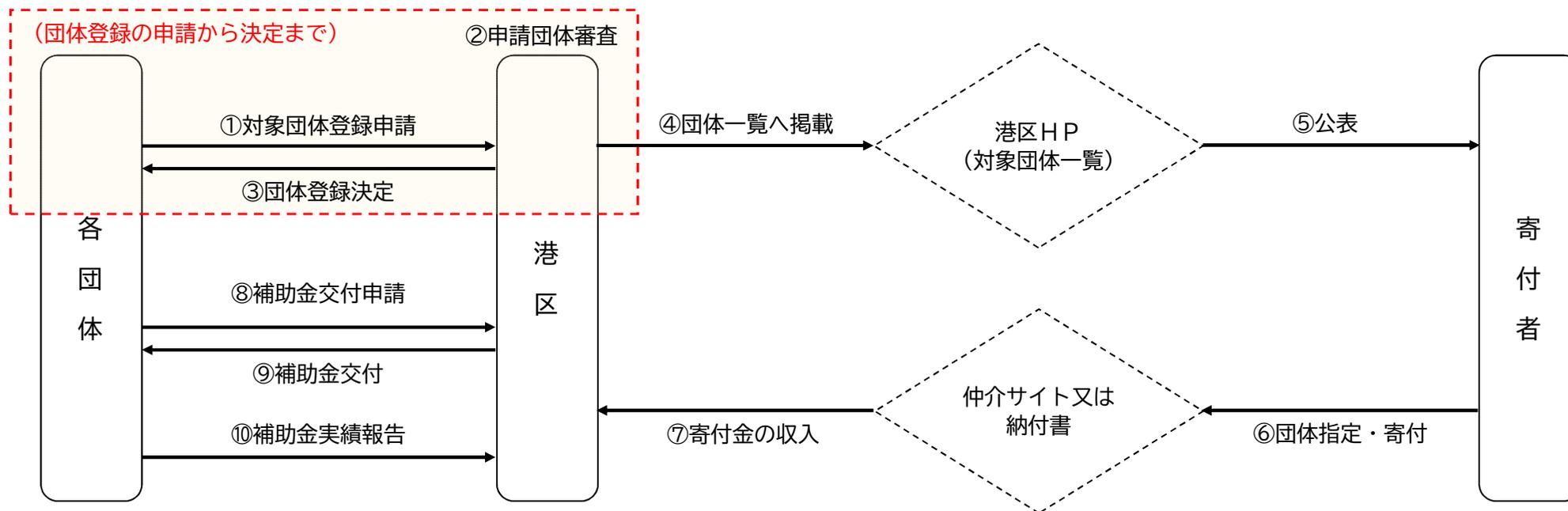


## 団体応援寄付金にかかる団体登録及び補助金交付の流れ（税額控除団体以外の団体）



### （手順①：登録申請）

- 団体応援寄付金の対象団体として、登録を希望する団体は、区へ申請書や関連書類（定款、決算状況等）を提出します。

### （手順②：団体の要件の確認）

- 申請書や関連書類を基に、登録申請団体の活動内容や定款の内容、決算状況など、団体応援寄付金の対象団体としての適性を審査します。

### （手順③：登録決定）

- 審査した結果、補助対象団体として適正であったことが認められた場合は、申請団体へ決定通知を送付します。

### （手順④：団体一覧への掲載、手順⑤：公表）

- 区HPに、当該団体を、団体応援寄付金の対象団体として掲載し、公表します。

### （手順⑥：団体指定・寄付、手順⑦：寄付金収入）

- 寄付者は、応援したい団体を指定し、仲介サイト又は納付書により区へ寄付します。区は、寄付金を収入します。

### （手順⑧：補助金交付申請、手順⑨：補助金交付）

- 寄付の指定を受けた団体のうち、補助金の交付を受ける意思がある団体は、区へ補助金の交付申請を行います。区は、交付申請に基づき、寄付金の7割を上限に補助金を交付します。（補助金の上限額については、あらかじめ区から対象団体へお伝えします。）

### （手順⑩：補助金実績報告）

- 区へ、補助金の実績報告を行います。